

令和5年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和5年12月14日（木）午前10時00分開議

- 1 開会（開議）宣告
- 2 議事日程
 - 日程第 1 総務産業常任委員長報告
 - 日程第 2 教育民生常任委員長報告
 - 日程第 3 議員派遣の件について
- 3 閉会

令和5年五城目町議会12月定例会会議録

令和5年12月14日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	3番 松浦真
4番 石川交三	5番 椎名志保
6番 荒川滋	7番 佐々木仁茂
8番 畑澤洋子	9番 斎藤晋
10番 石井光雅	11番 伊藤正春
12番 佐藤重信	13番 荒川正己
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畑澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課課長補佐	柴田浩之	税務課長	笹川由美
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	猿田玲子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤ひとみ
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	石井政幸	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 猿田玲子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数13名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） おはようございます。

令和5年12月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案11件、陳情2件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において12月11日午後2時15分から会議を開いておりますので、その経過と結果について報告します。

出席委員は6名全員であります。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長補佐、笹川税務課長、猿田会計管理者、猿田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長をはじめ関係職員。書記には、商工振興課館岡係長、建設課吉岡主任、総務課齋藤主任を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第74号、廣徳寺橋橋梁災害復旧工事（応急本工事）の工事請負契約の締結についてであります。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による予定価格5,000万円以上の工事請負契約に該当するため、契約締結について議会に議決を求められたものであります。

工事の主な内容は、施工ヤードの造成、仮橋設置、橋脚の仮締切り、橋脚及び橋桁の撤去であり、年度内完成を目指すというものであります。

委員から、工事の詳細を確認する質疑があり、当局からは、この後設置する仮橋は、車両通行用のものではなく、橋桁の撤去と橋脚取り壊しのための200トンつり大型クローラクレーンが乗り、作業をするためのものである。2径間の橋桁と橋脚を撤去するところまで行い、工事終了後は仮橋は撤去すると。

また、廣徳寺橋に係る全体の費用を問う質疑には、災害査定額は今回の工事を含めて

約8億8,800万円で、既に供用を開始している応急組み立て橋の設置、現在行われている農道の整備工事、水道管の仮配管など全てが含まれている。

また、委員からの本復旧工事の完了時期を問う質疑には、令和7年9月から10月にかけて復旧を終え、新しい廣徳寺橋の通行が再開された後、応急組み立て橋の撤去にかかる予定である。廣徳寺橋は長さ40m、幅員6.2mに変わりはないが、これまで2径間だったものが、新たな橋は真ん中に橋脚がない1径間になると説明がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第74号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第76号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、人事院勧告を受け、給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の引き上げを実施するため、当該条例の一部を改正するものであり、3つの改定がございます。

まず一般職の給料表の改正で、これは号級が低い者に手厚く1,000円から1万2,000円の引き上げ、適用は令和5年4月1日から。

2つ目としては、期末手当及び勤勉手当の引き上げ。期末手当は、令和5年12月分、0.05月分引き上げて1.25月分とする。勤勉手当は、同じ引き上げの幅で1.05月分とし、令和5年12月1日から適用。

3つ目といたしましては、令和6年6月以降に支給される勤勉手当は、0.025月分引き上げ1.225月分、勤勉手当は1.02月分となり、令和6年4月1日からの適用となるというものであります。

人事院勧告に基づくもので、特に意見はなく、議案第76号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、当該条例の一部を改正するものであります。

パートタイム会計年度任用職員には、現在、定年前再任用短時間勤務職員の規定を準用し期末手当を支給しておりますが、この改正では、同規定を準用して0.4875月分の勤勉手当を支給するもので、施行期日は令和6年4月1日からというものであります。

委員からの対象人数を問う質疑に、90名おり、人事評価の進め方が今後の課題とな

ると答弁があった以外、特に意見なく、議案第77号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号、国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律と、それに伴い政令が公布され、国民健康保険税の改正部分については、原則として令和6年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

国民健康保険税納税義務者の世帯に出産被保険者がいる場合、出産被保険者に係る所得割額と均等割額について、出産予定日の前の月から出産予定日の翌々月までの4か月にわたって、また、双子、三つ子などの多胎妊娠の場合は、3か月前から翌々月までの6か月分について減額となるものであります。

委員から、該当者数の確認を問う質疑があり、国保加入者の中で今年度はおらず、来年度は5月に出産予定者がいると答弁があった以外に特には意見なく、議案第78号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第80号、地域活性化支援センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例により選定した候補者について、地方自治法の規定により指定するため、議会に議決を求められたものであります。

9月1日から9月29日の公募期間に応募したのは、現在の指定管理者である一般社団法人ドチャベンジャーズ1社で、指定の期間は令和6年4月1日から5年間であります。

委員から、5年間は長い、5年という指定管理期間の根拠を問う質疑があり、当局から、5年前の平成30年、前回の指定の際に、5年間という期間を設定することで安定して事業を展開できると考えられるが、結果が出せない時には契約を破棄するということが了解をいただいた経緯があった。結果、当時の11社から17社へ入居者が増加し、実績を残していることから、5年間という期間により安定した事業実施ができていると判断し、今回も5年間という条件で公募したという答弁がありました。

また、センターの最終目標は何かと改めて確認する質疑に、当局からは、新事業の創出、コミュニティの創造、雇用の創出、起業の支援であるという答弁がありました。

また、本当の地域活性化につなげるよう、BABAME BASEを卒業した企業の

町中心部への移転を進めるべきとの質疑には、今回の指定管理申請書に入居者には町中心部への移動・移転の奨励と支援の記載があった。これまでも何件か例があるので、今後も促しながら支援していきたいという答弁がありました。

また、年間の指定管理料1,150万円を含めた収入支出状況を確認した上で、館長の給料など人件費が高いのではないかとという質疑に対しまして、当局から、センターを運営していく上でしっかりと働いていただいているので妥当と考えているという答弁がありました。

ほかに役員の構成、それから有料視察者を含めた来場者数の確認、それから町の広報と一緒に届くBABAME BASEだによりにより入居者情報やセンターの動きがかなり伝わるようになった。また、11月18日に開催された10周年記念イベントでは、活動状況、今後のビジョン、入居事業者の声が聞けたほか、地域住民と交流ができ非常に有意義なものであった。また、全国から議員や行政などの視察も多く、その活動の注目度は非常に高い。また、マスコミにも多く取り上げられることは町のPRになり、他の地域からの注目が増し、移住定住にもつながり、地域活性化に貢献している。反面、目立った雇用創出に結び付いていないのは残念だ。他の指定管理施設と同様に3年の期間で契約すべきなどという意見が出されました。

採決の結果、議案第80号は、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号、五城目町農林水産物直売・食材供給施設悠紀の国五城目の指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例により選定した候補者について、地方自治法の規定により指定するため、議会に議決を求められたものであります。

7月3日から8月31日の公募期間に応募したのは、現在の指定管理者である株式会社秋田東北ダイケン1社で、指定管理の期間は3年間であります。

委員から、産直部門とレストラン部門の売上げの推移を問う質疑がありまして、それに対し当局からは、共にコロナの影響があったが、令和4年度から持ち直してきているという答弁がありました。

自然観察路とステージを活用した集客イベントも開催され、評価できるという意見が出された以外、ほかには特に意見なく、議案第83号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号、広域五城目林業協業センター赤倉山荘の指定管理者の指定についてであります。

本案も、地方自治法の規定により指定するため、議会に議決を求められたものであり、7月3日から8月31日の公募期間に応募したのは、現在の指定管理者である株式会社秋田東北ダイケン1社で、指定管理の期間は3年間ということであります。

委員から、施設の老朽化が進むが、大改修や廃止に向け将来の見通しは、という質疑に対しまして、当局からは、商工振興課内で検討し、現在は現状維持という考えであるという答弁がありました。

また、委員から、林業に関する施設であるので、森林環境譲与税を活用して改修すべきとの意見も出されました。

施設に関する発言が続きましたが、指定管理者については、これまでの管理状況は良好であることもあり、宿泊状況の確認のほかは特に意見もなく、議案第84号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号、町道の路線認定についてであります。

路線名は門前線で、延長657.3m、幅員4mで、廣徳寺橋補修工事が終わるまでの期間、仮道を生活道路として供用するため、道路法第8条第2項の規定に基づき議会に議決を求められたものであります。

委員からの大型工事車両が通行することになるが、その耐久性は、という質疑に対しまして、町道の基準をクリアしているので通行に支障はない。12月20日以降、舗装する予定であると答弁があったほか、門前側の合流地点の付近の勾配や廣徳寺橋の本復旧工事完了後の路線廃止についての確認以外に特に意見もなく、議案第85号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第86号、一般会計補正予算の関係部分についてであります。

当委員会関係の主なものは、町が50%出資する第三セクターであるまちづくり会社、株式会社あったか五城目運営費補助金として1,730万円の財政支援、地域創生臨時交付金を活用し、非課税世帯1,600世帯に7万円を支給する価格高騰重点支援特別給付金事業と、一般財源の847万4,000円も合わせて町民1人当たり5,000円分の商品券を発行する物価高騰対策事業を行うこと、これについては、非課税世帯1,600世帯に7万円を支給の価格高騰重点支援特別給付事業は、議決後速やかに通知をし、振込口座を確認した後になるるので、振り込みは年明けからになる。また、8,15

0人の町民1人に5,000円分の商品券を支給する物価高騰対策事業は、1月上旬から郵便による発送を開始し、利用期限は3月15日までで、対象者は基本的に12月1日現在、住民基本台帳に記載されている者とする。除雪事業に関しましては、6,000万円を補正し、当初の3,000万円と合わせて合計9,000万円となる。今回の補正には除雪委託料6,000万円のほか、ダンプやブルドーザーの機械借り上げ320万円が含まれている。災害救助費として道路清掃、側溝泥上げも補正予算にのっている。それから、農林関係と建設関係の現年災害復旧事業などがあります。

委員から、株式会社に対する長期借入金にあたる1,730万円の財政支援について意見が集中し、その質疑の最初は、旧態依然の経営では再び同様の事態に陥る可能性がある。町は改革案を示しながら、責任を持ってもっと深く経営に携わっていくようでないかと、町民の理解を得ることは難しい。町の考えを問うという質疑に対しまして、当局側からは、中小企業診断士の派遣を商工会経由で行う。これからは経営内容を見極めて、町が経営に積極的に踏み込んで入っていくという答弁がありました。

また、思い切ってノウハウを持つ飲食専門の団体に切り替えて経営させることという考えはないかという質疑に対しまして、一つの案であると考え。人材の発掘も含めて、一つの方法として考えていくという答弁がありました。

除雪についてであります。除雪のルールについての質疑に対しまして、当局から、今期ルールの変更は特別ないが、作業不良があり、町内会や町民から苦情があった場合は、請負業者と確認し、明らかな不良とする場合は無償で対応させる。除雪作業のスタート時間は確定しているわけではない。ただし、朝7時までには終了させる。それまで終わることが無理な場合は、通勤通学時間後に再度稼働してもらう。ペナルティーはあるかということに関しましては、当該事例が生じた際には口頭での注意をするという答弁がありました。

災害による道路清掃、側溝泥上げの進捗についての質疑に、現在実質3社が動いており、進捗率は約8割で、年内終了を目指しているという答弁がありました。

住宅管理運営費として神明前住宅火災焼失による解体費用について問う質疑がありました。それに対して、木材、ガラス、金属類など様々な部材が一緒に焼け落ちてしまったため、処分費がかさむ。出火原因について、警察と消防による現場検証は終わっているが、まだ調査中との連絡が届いているという答弁がありました。

また、7月の豪雨災害について、復旧に向けての査定を経て、発注についての質疑に

対しまして、当局からは、建設課関係では令和4年災の工事がまだ完了していないことから、令和5年災の今年度の発注は難しいと考えており、令和4年災の竣工状況を見ながら、業者のめどが立った時点で耕作の影響がない箇所などから順次発注していく。農林振興課でも令和4年災の施工中がまだ12か所あり、12月末工期であるが、一部延長になると考えられる箇所もある。令和5年災について、業者の余裕がなく進められていない現状である。農業施設のポンプ13か所は年内の指名と発注に向け進めているという答弁がありました。

また、町外の業者の活用は考えていないかという質疑に対しまして、建設課からは、復旧工事の件数が多いので、町の建設業協会に町外の業者が加盟しているのであれば積極的に参加していただき、少しでも早い着工と完成を目指す。農林振興課からは、県の振興局に相談し、県の建設業協会に取り合ってもらい業者を交えた意見交換会を開催し、2社が現在工事にあたっており、仙北地区の4社からは雪解け後に取りかかるという返事を受けている。

委員から、来年の作付けができない箇所も出るかという質疑に対しまして、一部で考えられるが、極力そうならないように努めてまいる。流木については、流木処理も査定に含まれており、復旧工事と一緒に除去していく。

これらの審議を経て、議案第86号の関係部分は、全会一致で可決すべきと決しました。

続いて、議案第89号、令和5年度五城目町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、機械設備更新の精算見込みによる企業債の減額補正と、浄水設備更新工事の額の確定による減額補正、そして7月の豪雨災害で修理不能となった除雪機を購入するための経費104万円となっております。

除雪機の確認以外、特に意見もなく、議案第89号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第90号、令和5年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

主な内容は、内水浸水想定区域図作成であり、かかる費用1,400万円の財源は、一般会計と国庫補助金から2分の1ずつであります。

浸水した区域を特定して今回の雨量を計算し、浸水の可能性がある区域図を作成し、

これにより排水計画を立てて内水氾濫を防ぐもので、この区域図が減災のもとのものになると。範囲は下水道供給地域内で、今回の災害で浸水した地域であるという説明がまず最初にありました。

委員からの内水浸水想定区域図が減災のもとのものになるのであれば、やはりあの日の水の流れを把握している住民の声を活かした検証が必要になるので、その点を確実に進めるようにという発言に対しまして、住民からの積極的な聞き取り調査を進める。そのことを区域図の発注先の担当者にも伝えていくという答弁がありました。

また、町が現在発行しているハザードマップとの違いを尋ねる質疑には、ハザードマップが外水の浸水域を示すものであるのに対し、この想定図はあくまでも内水の浸水想定であるという答弁がありました。

修理をする高崎小沼のマンホールポンプの確認以外、意見もなく、議案第90号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

当委員会に付託された陳情は2件です。

陳情受理番号第13号、あきたこまちRについてであります。

陳情の趣旨を要約しますと、放射線育苗に対する不安と、親にあたるコシヒカリ環1号は、ごま枯れ病など稲の生育にとって悪い性質があるという不安がある。また、稲作農家ですら詳しく知らされていない状況であり、もっと情報発信をして広く意見を求めるべき。令和7年からは、これまでのあきたこまちは一切作ることができなくなり、あきたこまちRへの全面切り替えに不安を感じる。秋田県内でカドミウムの基準を満たしていない米の割合は、多くても3%未満のようで、その3%のために全面切り替えが必要なのか。以上のことから、令和7年からの全面切り替えは延期すべきであり、知事に対して意見書を提出するようというものであります。令和7年から全面切り替えは延期をということであります。

委員から、情報不足は否めないが、県により進められており、既に動き出している。また、さらに話し合いが必要なため、もっと時間をかけるべきだ。そして、従来のあきたこまちと、このRの混在は混乱を招く。そして、関係団体の動きがまだよく見えないし、県の動きもまだ流動的なところもあるため、引き続いて審査することが必要だ。

これらの意見が出され、採決の結果、陳情受理番号第13号は、賛成多数で継続審査と決しました。

陳情受理番号第14号、辺野古新基地建設の断念と日米地位協定の改定、及び安全保

障による米軍基地が必要であるならば全国で平等に負担するよう求める意見書の提出に関する陳情であります。

沖縄の基地に関しましては、昨年6月定例会で、沖縄を捨て石にしない、安全保障政策を求める陳情がありました。その時の内容を要約しますと、沖縄を捨て石にした差別的な安全保障政策をやめること。辺野古新基地を断念すること。普天間基地は本土に引き取り、日本全体で問題解決をすることといったこととあります。で、昨年6月、これにつきましては、今後さらに審議を深める必要があると判断し、継続審査とした経緯があります。そして同年9月の定例会においては、同じ陳情を不採択と決しております。

今回の陳情の内容は、普天間基地の移設先が必要であるならば沖縄県外にすること。安全保障による米軍基地は沖縄に押しつけず、全国で平等に負担すること。基地周辺住民の安全を守るため、早急に日米地位協定を見直すことといったもので、昨年6月の趣旨とほぼ同じと捉え、陳情受理番号第14号は、全会一致で不採択と決しました。

以上、本定例会において当総務産業常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についてのご報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第86号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第74号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第80号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第89号、議案第90号は原案可決、陳情第13号は継続審査と決します。

次に、陳情第14号、辺野古新基地建設の断念と日米地位協定の改定、及び安全保障による米軍基地が必要であるならば全国で平等に負担するよう求める意見書の提出に関する陳情については、委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決をいたします。この採決は起立によって行います。陳情第14号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第14号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川交三君） 起立ありません。したがって、陳情第14号は不採択と決定いた

しました。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 令和5年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む12件であります。

これらの審査のため、12月11日午後2時15分より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、畑澤教育長、工藤学校教育課長、越高生涯学習課長、石井一住民生活課長、石井政幸健康福祉課長、佐々木消防長をはじめ関係職員、書記には、生涯学習課工藤主事、住民生活課猿田主事、地域包括支援センター今野主事、消防本部中道消防副士長をそれぞれ指名、12日は消防本部猿田消防士長を指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第75号、五城目町附属機関設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、今年度策定予定の健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画について、計画策定に関し審議する計画策定委員会を設置することから、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、設置条例第1条に係る別表の「五城目町地域密着型サービス運営委員会」の次に「健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画策定委員会」を加えるものです。併せて、五城目町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例について、関係する別表の五城目町地域密着型サービス運営委員会の次に同策定委員会を加え、報酬単位を日額6,000円、半日額3,000円と条例の一部を改正するものであります。

委員から、計画策定委員会の構成を尋ねる質疑があり、当局からは、医師、歯科医師、精神保健士、中央保健所、警察、社会福祉協議会、民生児童委員、湖東3町商工会、イオン、老人クラブ、食生活改善グループ、結核予防婦人会、スポーツ推進委員会、ゲートキーパーなどから15名の構成で策定委員会を編成する予定である。計画の策定だけでなく進捗状況の報告をし、審査も行っていただく考えであると答弁がございました。

また、委員から、「自殺」という表現に対し、例えば島根県では「自死」に置き換えるといった配慮がなされている。名称を変更することはできないのかと質疑があり、当局からは、国の自殺対策計画の大綱に沿って決めてきたことであるが、この6年間の計

画の中で変更を検討する余地はあろうかと思われると答弁がございました。

議案第75号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第79号、五城目町火災予防条例の一部を改正する条例制定についてであります。

主な改正内容は、蓄電池設備について、これまで主に開放型の鉛蓄電池を想定した内容であったため、リチウムイオン蓄電池等各種蓄電池設備の種別や安全性に応じた基準とするもの等であります。また、固定燃料を使用する炭火焼き器については、過大な離隔距離が求められていたため、新たな離隔距離を規定し、実態に即した基準とするものであります。

施行期日は、令和6年1月1日からであります。

委員から、木質バイオマスや太陽光といった発電に関する条例との関連はあるのかと質疑があり、あくまで火を使用するものや火災の恐れのあるものを対象とし、火災予防上どうであるかを規定したものの改正であると答弁がございました。

議案第79号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第81号、五城目町北部地区コミュニティ施設の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、五城目町北部地区コミュニティ施設。指定管理者は、五城目町字七倉89番地2、新おせど会館運営協議会 会長 千葉誠。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

委員から、朝市ふれあい館の利用料に比べ高い料金設定であり、サロンや趣味の会などでより活用していただける施設であるよう、料金改定を考慮すべきではないかと質疑があり、当局からは、協議会が設定している料金であり、そういった声があることを協議会に伝え検討していただくと答弁がございました。

議案第81号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第82号、五城目町斎場の指定管理者の指定についてであります。

管理を行わせる施設は、五城目町斎場。指定管理者は、五城目町字七倉51番地13、協同組合秋田技能社 代表理事 千葉直竹。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

委員から、2社応募があったと聞くが、もう1社はどこかと質疑があり、当局から、東北ダイケンとこすもす秋田との協同企業体からの応募であったと答弁がございました。

また、秋田技能社が指定管理者に選定された理由を問う質疑に、当局から、示された委託料と、また秋田技能社は町内業者で構成されていることから、今までのサービスなどが考慮され選定されたものであると答弁がございました。

議案第82号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第86号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第6号）関係部分についてであります。

歳入では、健康福祉課関係である老人施設入所者負担金、障害者自立支援給付金負担金などの国・県負担金の増額補正、物価高騰対策として介護保険施設の食材料費高騰分、介護保険事業所の光熱費高騰分に対する県補助金、住民税非課税世帯に対する灯油購入費助成事業に対する県補助、保育所等に対し物価高騰分の食材費を補助する県補助金などの増額補正であります。住民生活課関係では、災害対策債として災害等廃棄物処理事業費補助金に係る町負担分の増額補正であります。

歳出の主なものとして、学校教育課関係では、いのちの教育あったかエリア事業の実績見込みによる減額補正、小学校の階段教室で使用するチェアパッド購入費、電気料金高騰に対応するための光熱水費、来年度の教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書などの購入費の増額補正が主なものであります。

委員から、小学校の光熱水費の増額補正が高額であり、電気料金の推移はどうなっているかと質疑があり、当局から、昨年と比べ使用量は減っているが、残暑が厳しかったこともあり、9月は増えている。当初予算を計上した時点より単価自体が上がっており、使用量は減っているが、光熱水費は昨年度を上回っていると答弁がございました。

生涯学習課関係、歳出の主なものは、太陽光発電所開発検討の場所が広ヶ野遺跡の埋蔵文化財包蔵地に該当するため、試掘調査に係る経費、山村開発センターの新たなWi-Fiルーター購入と受水槽から高架水槽までの送水設備の老朽化に伴う修繕料、杉沢交流センター友愛館が落雷により自動火災報知器設備が被害を受けたことによる改修工事費の増額補正などであります。

なお、友愛館の修繕に関しては、建物災害共済対応となります。

委員から、太陽光発電所開発が広ヶ野遺跡に関わることの詳細を求める質疑があり、当局から、民間の土地に一個人の方が太陽光パネルでの発電事業を行いたいとの話があり、広ヶ野遺跡に関わる場所でもあり、試掘を要することが発生した。遺構が出るなどした場合には本調査が必要となり、その場合、設計の変更などを申し入れるが、受け入

られない場合は事業主側で費用を負担し、町が本調査を行うことになるかと答弁がございました。

住民生活課関係、歳出の主なものは、災害により中止とされた追悼式に係る経費の減額補正、8月9日、災害廃棄物仮置き場から出火し、隣接する山林に延焼した林野火災に対する見舞金、樹木の処分費の増額補正、災害援護資金貸付金の申請がなかったことによる減額補正、被災による賃貸型応急住宅使用料の実績見込みによる減額補正、一般廃棄物埋立処分場動力制御盤の部品交換費用の増額補正などです。

委員から、防災マップの見直しはいつ行われるのかとの質疑に、当局から、現在見直しを行っており、令和7年には表すことができると考えていると答弁がございました。今後予定されている防災会議において、地域住民の視点や専門家の意見が表され、それが十分反映された防災マップになるよう指摘もなされました。

また、応急修理制度の申請をまだ行っていない方に対し、さらに細かく周知を行っていただくことと、業者に依頼せず持ち出しで修理された方などに対しても、できるだけ制度に該当させ、手厚い対応を望むといった指摘や、自力で生活再建ができず、そのまま生活されていらっしゃる方も見受けられる。健康被害などが危惧されることでもあり、住民生活課から健康福祉課へつなげていただくなど、見守りを行っていただきたいとの提言もなされました。当局からは、包括支援センターを中心とした実働部隊が担うことになるが、職員だけでは行き届かない面も予想される。今後、取り組みを予定しているコミュニティナース組織や町内会など協力していただける町民の皆さんを活用させていただき、住民生活課と健康福祉課が連携して取り組んでいきたいとの発言もございました。

健康福祉課関係、歳出の主なものは、過年度分の子ども・子育て支援交付金や障害者自立支援金などの精算による返還金や、障害者自立支援給付費の実績見込みによる増額補正、物価高騰対策事業として住民税非課税世帯に対する灯油購入費を支援する経費、介護保険施設に対する食材料費、事業所の光熱水費高騰に対する補助、保育所等に対する食材料費の補助などの増額補正であります。また、7月の大雨による浸水被害等で老人福祉施設の被措置者が増えたことによる増額補正、今年度策定予定の健康ごじょうめ21計画及び五城目町自殺対策計画策定委員に対する報酬の増額補正などです。

委員から、物価高騰対策である灯油購入費の補助対象となる住民税非課税世帯の世帯数と全世帯の何%にあたるのかとの質疑があり、当局からは、1,600世帯を予算計上

しており、全体の約42%である。施設入所者は該当しないと答弁がございました。

また、委員から、浸水被害等で老人福祉施設への被措置者が増えたことについて現状の説明を求める質疑があり、当局からは、被災し住宅が住めない環境であることと低所得者であることが措置の大きな要因となる。高齢者サービス調整チームの判定を経て、措置を決定しており、10名増の現在34名である。10名の内訳は、8名が被災によるもの、2名が生活困窮者であると答弁がございました。

消防本部関係では、7月の大雨災害により講習等への職員の派遣を中止したことによる減額補正、馬場目大川地区にある貯水槽修繕料の増額補正などであります。

委員から、このたびの災害においてボートによる救出などいろいろな事例が発生したと思われる。それら救助の内容を問う。また、周辺消防本部の応援の状況はどうであったか。必要性を感じた資機材は何であったかといった質疑があり、当局からは、救助要請が26件あり、実際の救助件数は13件であった。そのうち五城目消防本部が7件、男鹿地区消防本部が4件、秋田市消防本部1件、湖東地区消防本部1件という救助件数であった。消防法に定める市町村間の秋田県広域消防応援協定に基づき、まずは代表消防機関である秋田市消防本部へボートを運用できる救助隊の派遣要請をし、秋田市からは6名、男鹿地区からは7名、湖東地区からは4名、合わせて17名の隊員を派遣していただき、役場に指揮本部を設置し、救助活動を行っていただいたと救助の経緯を説明する答弁がございました。

また、このたび消防団には120名の方の避難誘導を行っていただいた。土のうを積むなどの水防活動で得られた消防団からの情報を共有し、次に災害があった場合の備えにしたい。また、消防本部の救助活動に消防団からも協力していただくことも考えていく。そのために消防団へは救命胴衣を貸与したいと考え、来年度当初予算で要求させていただく。計画的に配備しながら、消防団を含めた活動基準を更新していかなければならないと考えているとの発言もございました。

それに対し委員から、町民の命を守ることも大事だが、消防署員の命、消防団員の命を守ることも大事である。それを守るために応援していきたい。このたびの災害の検証をもとに訓練に生かし、救助等の計画を構築していただきたいとの提言もございました。

議案第86号関係部分について、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第87号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入では、歳出の補正額分を繰越金に計上したもの、歳出では、国・県交付金の過年度分の過大交付について返還するものであります。

委員から、返還金の利子等は発生するのかと質疑があり、当局からは、発生しないと答弁がございました。

また、コロナ禍に比べ特定健診の受診率はどうなっているのかとの質疑に、令和2年度が15.6%で、令和4年度には38.7%まで回復していると答弁がございました。

議案第87号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第88号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入では、国・県の交付金の決定による増額補正、介護報酬改定等によるシステム改修分の増額補正、繰越金の増額補正であります。

歳出では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用の増額補正、介護保険料余剰金積み立てによる増額補正、介護予防給付に係るサービス利用者の増加に伴う委託料の増額補正、令和4年度地域支援事業の決算額確定に伴う返還に係る増額補正などあります。

委員から、このたびの災害でサービス利用につながった例は見られるのかと質疑があり、当局から、大きく伸びたという傾向にはない。給付費そのものは横ばいの状態であると答弁がございました。

また、町内では被災された介護施設もあったが、入所者に混乱はなかったか。実際の実況をどう捉えていたかとの質疑に、当局から、入所者の受け入れ先を探すのに苦慮されていたと伺っている。また、災害ということもあり、特例で受け入れに対応していただいたようでもあったと答弁がございました。

議案第88号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、陳情第9号、安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情についてであります。

内容といたしましては、安全・安心の医療・介護を実現するため、医師、看護師、介護職員など配置基準を見直し、大幅に増員、賃上げに支援すること。医療や介護現場における夜勤交替制労働に関わる労働環境を改善すること。新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院の拡充・強化、保健所の増設、患者・利用者の負担軽減をとったものであります。

特には意見もなく、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第10号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情についてであります。

医療や介護現場で働くケア労働者の賃上げと人員配置増、診療報酬、介護報酬引き上げの臨時改定の実施、医療機関や介護施設に対する物価高騰支援策を拡充することといった内容であります。

特には意見もなく、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第11号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情についてであります。

健康保険証の廃止により健康保険証が持てず、保険診療が受けられない人が生じないように、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを求める内容であります。

委員から、マイナンバーカードのひもづけについては、個人情報流出するなど、まだまだトラブルが生じている。また、暗証番号の取り扱いなどでカードの取得管理が困難といったこともあり、保険証が廃止されれば医療機関にかかれぬ人が生じる。それでは国民皆保険制度の崩壊である。今までどおり保険証でも受診できるようにすべきだといった意見が出され、陳情第11号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第12号、秋田県に対して「子供の医療費助成を中学から高校卒業まで引き上げること」を求める意見書提出の陳情書についてであります。

このことについては、既に県が来年度中に医療費の助成対象を18歳まで引き上げ、親の所得制限を撤廃することとしており、県に対する意見書提出は必要ないものとするが、願意は了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情第15号、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情についてであります。

日本人と外国人の被用者間で不公平が生じている。生活保護予備軍を生み出す制度であり、地方財政上問題がある。国側がその動向を把握していないといった陳情の要旨であります。このことについては調査研究が必要であり、全会一致で継続すべきものと決しております。

以上で、令和5年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事

件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 大変中身の濃い審査をされた様子が分かります。委員長の報告も非常にいい素晴らしい報告であったなど、こういうふうに思います。ご苦労様でございました。

まずもって自殺対策についての話をされておりました。その中で名前が、島根県の話、例を出しておりまして、「自殺」じゃなくて「自死」というふうな言い方されてると。最近ほとんど自死のほうになってきてるんですよ、実際。で、秋田県の中でも、民間でNPOなんですけれども、蜘蛛の糸っていうのが自殺対策とまではいかないけど、そういう方々を相当を受け付けていろいろ対策しております。それから突然亡くなられた方々の家族を守るために、秋田でも、県内でもグリーフケアっていう名前でいろいろ遺族に対していろいろなそのサポートをしております。ですから、この自殺対策の委員って、このすこぶる生々しいっていうか、もう自殺対策の委員だっていうのもちょっと、あまりにもちょっと激しい名前で、もう少し当局も、今回委員会の中でそのような意見が出たようですので、ある意味それに反応して、やっぱり当局からもそれらの情報を取りながら、あ、そうだなと、自殺じゃなくて自死にして、まあそれらの残念ながら亡くなった方々のためのグリーフケアをしていくべきだと、こういうように思うんですけれども、それら今後の当局の早急にそれらに対応していただきたいなと思います。このぐらい慎重に委員会の中で審査したわけですから、委員会通ればもういいやという問題でなくて、やっぱりこれ課題として当局は対応していくべきだと、こういうように思います。

それともう一つ、今ちょうど教育長と目が合ってしまったけれども、教育長、この前の11日の議案上程の際に、歳入は関係ないと、こういうように、この何ていうか、議案上程の際に一番最初に歳入については関係ないような話をされまして、杉沢の友愛館の落雷されたと、そういうふうな話しておりました。その修理がかかるという話しておりましたが、大事故にならなくてよかったなど、こういうように思っておりますが、このかなりの額でなかったでしょうか、700万円ほどだったのかな、いずれかなりの額、400万円だったか700万円だったか、そのくらいの大きな額かかる工事費なんですけれども、これに歳入は関係ないとは言えないと思うんですけれども、それら委員会の中で何か話はございませんでしたか。

○議長（石川交三君） 5 番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） そこまでの審議はなされませんでした。

○議長（石川交三君） 1 4 番館岡議員

○1 4 番（館岡隆君） ですから、委員会を通れば、もはや当局も委員ももういいやでなくてですね、やっぱりこれはやっぱり我々知る権利があって、町民が心配してることに對して答えていけなきゃ、答えなきゃならない。どの程度の損害を受けて、どういうふうな目に遭ったと。運良く火災ならなくてよかったなど。いや人的被害もなかったと。こういうふうになれば本当の話で、何とというか、いい審査なるわけですが、それらについて何も一切関係なく、ああ、雷落ちた、ああ、何ぼの改修かかる、もしかしたら損害保険でやるかもしれないと。だけど、この予算書見ても、どこにその部分が入ってるのかなど。確かに補正予算については、その修理費、修繕料であったか工事費であったか、そういうふうな額にはなっておりますけれども、まあ委員会でやらなかったかもしれないけども、そういうやっぱり当局から説明をしてもらわなきゃいけない。そうしなければ、まあそれを知らない、議員誰も、この1 4 人、1 3 人いる議会の中で、その流れ一切知らない。金が出てくるの、金がかかることは分かるけれども、その原資がどこであるか。それを知らないで町民に報告もできない。これやっぱり説明不足であったと思います。その説明不足の中で審査したんだから大変なことなんですけれども、これはやっぱりこの際、副町長、このお金はどっから出ていくんだ。もうこれについてやっぱり……。ぐるぐる回ってきましたが、サポーターがおりまして委員長に聞くべきだというふうな話でございました。委員長もう一回答えていただきたいと、こういうふうに思います。

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 友愛館のその落雷による……。

○議長（石川交三君） 5 番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） はい。

○議長（石川交三君） 挙手の上、発言してください。5 番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） はい、すみません。友愛館の落雷による自動火災報知器の設備が被害を受けたことによる改修の工事費は建物災害共済の対応になるという事は、委員長報告の中で報告させていただきました。

○議長（石川交三君） 1 4 番館岡議員

○1 4 番（館岡隆君） 委員長報告の中には、損保の中、損害保険の中で対応すると言っ

たけれども、予算書の中で歳出の部分については400万円になっているようだけれども、もうこの歳入の部分、どっから入ってくるのかということ何も書いてないような状態で、私自身が見つけられなかったかもしれないけども、どの部分に入ってるかどうかちょっと教えていただきたいなど、こういうふうに思います。

○議長（石川交三君） 5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会の中ではそこまでの審議はなされなかったということであります。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第86号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第75号、議案第79号、議案第81号、議案第82号、議案第87号、議案第88号は原案可決と決めます。陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号は採択、陳情第15号は継続と決めます。

次に、委員会提出議案第9号、委員会提出議案第10号、委員会提出議案第11号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第9号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第9号、安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

新たな感染症や災害対策に備えるためにも、安全・安心の医療・介護実現のため必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めるものであります。

意見書案提出先は添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第9号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第10号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第10号、国民のいのちと健康を守るため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施し、また、医療機関や介護施設に対する物価高騰支援策の拡充を求めるものであります。

意見書案提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第10号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第11号、健康保険証廃止の中止を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第11号、健康保険証廃止の中止を求める意見書について、提案理由を申し述べます。

健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、国においては、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望するものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第11号は可決と決します。

次に、議案第86号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第86号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第86号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第6号）は、原案可決と決します。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件については決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定いたしました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第4回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時14分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員